

令和3年3月

お客さま各位

## 「未利用口座管理手数料」の新設のお知らせ

平素は長野信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

当金庫は、長期間利用されていない預金口座が不正利用されることによる被害を未然に防止するため、令和3年4月1日(木)以降に新規開設いただいた預金口座を対象として、下記のとおり「未利用口座管理手数料」を新設させていただきますのでお知らせいたします。

今後ともより一層のサービスの向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

### 記

対象預金の種類	令和3年4月1日(木)以降に新規開設された普通預金・決済用普通預金・貯蓄預金口座
対象となる口座 (未利用口座)	最後のお預入れまたは払戻し(預金口座のお利息の入金、未利用口座管理手数料の引落しを除く)から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しがない預金口座 ※紛失・盗難などによりご利用停止されている口座も対象となります。
対象外となる口座 (右記のいずれかに該当した場合)	(1) 該当口座の残高が10,000円以上の場合 (2) 当金庫でお借入がある場合 (3) 他の金融資産(定期性預金・投資信託・保険・国債等)のお取引がある場合
手数料金額	年間 1,320円(消費税込)
手数料の引落とし	(1) 未利用口座手数料の対象となった口座をお持ちのお客さまへ「ご案内」を郵送いたします。 (2) 「ご案内」郵送後、一定期間(2ヵ月)経過後もお預入れまたは払戻し等のお取引が無い場合、所定の「未利用口座管理手数料」を対象口座から引き落とします。
対象口座の自動解約	残高不足等により未利用口座管理手数料の引落としが不能となった場合、残高(解約利息を含む)を未利用口座管理手数料の一部としていただき、同口座を自動的に解約させていただきます。 ※引落しいたしました手数料の返却および解約口座の再利用はいたしかねます。

ご不明な点は、お取引店までお問い合わせください。

以上